

	福島県		県中地域				須賀川・岩瀬地区				石川地区				田村地区			
	第24週	第23週	第24週		第23週		第24週		第23週		第24週		第23週		第24週		第23週	
	感染症動向	感染症動向	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報
インフルエンザ	7	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
咽頭結膜熱	50	69	3	0	4	0	2	0	3	0	0	0	0	0	1	0	1	0
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	134	129	6	0	8	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	0	5	0
感染性胃腸炎	323	322	78	37	98	27	67	12	77	10	0	6	0	4	11	19	21	13
水痘	21	18	5	3	5	2	4	1	5	2	1	2	0	0	0	0	0	0
手足口病	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伝染性紅斑	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
突発性発疹	31	44	5	1	7	0	1	0	5	0	0	1	0	0	4	0	2	0
ヘルパンギーナ	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性耳下腺炎	9	19	3	4	4	6	2	1	1	1	1	3	1	4	0	0	2	1
RSウイルス感染症	27	30	2	2	2	0	1	2	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0		0	
流行性角結膜炎	18	31	0	4	0	1	0	2	0	0		2		1		0		0

※平成30年1月1日より百日咳が全数把握疾患となりました。また、風しんの届出が「診断後7日以内」から「診断後直ちに」と変更になりました。
 ※平成30年5月1日より急性弛緩性麻痺が全数把握疾患となりました。

【感染症発生動向調査】 ※定点医療機関からの情報をもとに集計 【学校欠席者情報】 ※保育園、幼稚園、小中学校、高等学校の欠席者情報です。

県中地域の状況

〈咽頭結膜熱の小流行が続いています〉

詳しくは下記をお読みください。

〈A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の小流行が続いています〉

A群レンサ球菌による上気道の感染症です。菌の侵入部位や組織によって多彩な臨床症状を引き起こします。感染経路は飛沫感染、接触感染です。

〈感染性胃腸炎が流行しています〉

食品や飲料水をとおり経口的に細菌、ウイルスなどの病原体が腸に感染してさまざまな消化器症状を引き起こす病気です。

〈流行性耳下腺炎の小流行が見られます〉

ムンプスウイルスによる感染症で、一般的には「おたふく風邪」として知られています。突然の発熱、両側あるいは片側の耳の下の腫れと痛みが起こります。通常1～2週間で軽快します。感染経路は飛沫感染、接触感染です。

※飛沫感染：患者の咳やくしゃみのしぶきに含まれる細菌を吸い込むことで感染します。マスクの着用や咳エチケットを実施してください。

※接触感染：細菌が付着した手で口や鼻に触れることで感染します。手洗い、うがい、頻りに人が触れる場所(ドアノブ等)についての環境整備など基本的な対策を徹底することが必要です。

咽頭結膜熱に注意

咽頭結膜熱はアデノウイルスの感染により、発熱、結膜炎といった症状が来す、小児に多い病気です。通常6月頃から徐々に増加しはじめ、7～8月にピークを形成します。プールでの接触やタオルの共用により感染することもあるため、プール熱と呼ばれることもあります。暖かくなりプールや水浴びをする機会が増えてくる時期に注意が必要です。

○症状

- ・発熱（38～39度）で発症し、高熱が比較的長く（5日前後）続くことがあります。
- ・頭痛、食欲不振、全身倦怠感が出現します。
- ・咽頭炎による咽頭痛が出現します。
- ・結膜炎にともなう結膜充血、眼痛等が3～5日間程度持続します。一般的に片方から始まり、その後他方にも出現します。

○感染予防

- ・流行時には、流水と石けんによる手洗い、うがいをしましょう。
- ・感染者との密接な接触は避けましょう。（タオルなどは別に使いましょう。）
- ・衛生を保つため、プールからあがったときは、シャワーを浴び、うがいをしましょう。
- ・プールの塩素濃度を適正に維持しましょう。

○治療法

- ・特異的な治療法はなく、対症療法が中心となります。
- ・ほとんどは自然に治ります。
- ・吐き気、頭痛の強いとき。咳が激しいときは早めに医療機関に相談しましょう。



学校保健安全法により第二種伝染病に位置づけられており、主要症状が消退した後2日を経過するまで出席停止とされています。※病状により伝染の恐れがないと認められたときはこの限りではありません。

この情報に関するお問い合わせ先：県中保健福祉事務所 医療薬事課 感染症予防チーム

TEL: 0248-75-7818

E-mail: kenchu_kansensyoyobou@pref.fukushima.lg.jp